

大阪市の特別支援教育

特別支援教育とは、従来の養護教育の対象に、通常の学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等を加え、障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向け、一人一人の教育的ニーズを把握し適切な指導及び必要な支援を行うものです。

大阪市では、「大阪市特別支援教育連携協議会」を設置し、下図のように特別支援教育推進体制の整備を図り、「共に学び、共に育つ教育」を推進します。

大阪市特別支援教育連携協議会

教育・福祉・医療・労働など関係部局横断型のネットワーク

こども青少年局

(平成19年4月設置)

子ども支援にかかる相談

- ・特別支援教育相談
(教育センター内)

◎中央児童相談所

教育委員会事務局

特別支援教育推進事業

- ・「特別支援教育コーディネーター養成研修」の実施
- ・専門家チームの派遣※1
- ・特別支援教育補助員の配置

◎教育センター

・特別支援教育にかかる教員研修

◎各校園長会代表

健康福祉局

発達障害者支援体制整備事業

- ・発達障害者支援体制整備委員会※2
- ・圏域支援体制整備事業※3

◎大阪市立総合医療センター

◎大阪市職業リハビリテーションセンター

◎大阪市発達障害者支援センター
(エルムおおさか)

※ 図の◎は協議会を構成する関係機関等です

アドバイザー

◎大学関係者

◎医療、労働、福祉等の関係機関 など

連携した支援

校内体制の整備 (全校園)

- 校内委員会の設置
- 特別支援教育コーディネーターの位置づけ
- 個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成

センター的機能による相談・支援

- ・特別支援学校
(盲・聾・養護学校)
- ・通級指導教室

幼稚園

小学校

中学校

高等学校

相談・支援

- ・労働機関
- ・医療機関
- ・福祉機関 等

障害者施策推進協議会条例

昭和 47 年 4 月 1 日

条例第 15 号

大阪市心身障害者対策協議会条例を公布する。

大阪市障害者施策推進協議会条例

(目的)

第 1 条 この条例は、障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 26 条第 3 項の規定に基づき、大阪市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)について必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 協議会は、委員 25 人以内で組織する。

2 委員は、関係行政機関の職員、学識経験のある者、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 4 条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第 6 条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(専門委員)

第 7 条 協議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者のうちから市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(委任)

第 8 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則(昭和 47 年 10 月 2 日施行、告示第 565 号)

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則(平成 6 年 4 月 1 日条例第 3 号、平成 6 年 6 月 1 日施行、告示第 476 号)

1 この条例の施行期日は、市長が定める。

2 この条例の施行の日の前日において大阪市心身障害者対策協議会の委員である者の任期は、この条例による改正前の大阪市心身障害者対策協議会条例第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、その日に満了する。

附 則(平成 16 年 10 月 1 日条例第 51 号、第 2 条の規定、平成 17 年 4 月 18 日施行、告示第 383 号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定の施行期日は、市長が定める。

障害者施策推進協議会条例施行規則

昭和47年9月28日
規則第73号

大阪市心身障害者対策協議会条例施行規則を公布する。
大阪市障害者施策推進協議会条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、大阪市障害者施策推進協議会条例（昭和47年大阪市条例第15号）第8条の規定に基づき、大阪市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(庶務)

第2条 協議会の庶務は、健康福祉局において処理する。

(委任)

第3条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、昭和47年10月2日から施行する。

附則（平成6年5月26日規則第89号）

この規則は、平成6年6月1日から施行する。

附則（平成13年4月1日規則第83号）抄

この規則は、平成19年8月1日から施行する。

大阪市障害者施策推進協議会専門委員会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大阪市障害者施策推進協議会条例（昭和47年大阪市条例第15号）第7条第1項並びに同施行規則（昭和47年大阪市規則第73号）第3条の規定に基づき、大阪市障害者施策推進協議会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 専門委員会に次の部会を置き、各部会は委員20人以内で組織する。

- (1) 障害者計画策定・推進部会
- (2) 地域自立支援協議部会

(任期)

第3条 専門委員の任期は、2年とする。

(開催)

第4条 専門委員会は、第2条に規定する部会（以下「部会」という。）ごとに開催するものとし、部会は大変市障害者施策推進協議会長が召集する。

2 部会は、部会に所属する委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(座長)

第5条 部会に座長を置き、部会に所属する委員の互選により定める。

2 座長は部会の会務を総理し、部会を代表する。

附 則

この要綱は平成9年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、すでに専門委員に委嘱されている者については、障害者計画策定・推進部会に所属しているものとみなす。